

令和3年11月18日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 部

1. みなし輸出管理制度の明確化等

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告（本年6月10日公表）における提言を受けた改正。

（1）みなし輸出管理制度の明確化

「みなし輸出」管理制度の運用明確化を実施するため、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合には、外為法第25条第1項の「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当することを明確化する。

（2）半導体製造装置等関連の合理化

適切な輸出管理を実施しつつ、輸出者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、包括許可制度の要件緩和を行う。

2. 輸出者等遵守基準の見直し

昨今の安全保障環境下において、安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていること等を踏まえ、輸出者等による安全保障上の機微な貨物の流出を未然に防止する体制を強化するため、輸出者等が遵守すべき基準等の見直しを行う。

3. 包括許可制度の適用地域の改正

包括許可制度における特別一般包括許可の適用範囲となる仕向地の変更を行う。

○公布 令和3年11月18日（木）

○施行 令和3年11月18日（木） ※1.（2）、3. 関係
令和4年 5月 1日（日） ※1.（1）、2. 関係